

8. 都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

地震・火災・洪水などの災害が発生した場合、多くの市民の生命と財産が失われる可能性があります。また、豪雪の発生は、社会活動の停滞などを招くおそれがあり、アンケート結果でも、除雪などの対策を求める意見が上位に挙がっているなど、市民の関心は高い状況です。

そのため、これらの災害を未然に防ぎ、災害が発生した場合の被害を低減するために、防災体制の充実や、ライフラインや道路・公園・河川などの防災機能の強化に努めることとし、災害の発生が懸念される地域において、あらかじめ防災対策を講じることが難しい場合は、新たな開発は極力避けるものとします。

また、災害に際して市民自らが考え、行動し、助け合うために、防災意識の醸成や災害時ににおける地域住民の共助がなされる地域づくりに努めます。

なお、白山市の防災に関する具体的な取り組みや災害時の行動計画などについては、「白山市地域防災計画」に基づき推進することとし、地震を起因とする火災、津波など複合災害についても、全国の事例や本市の地理的特性から想定し得る事象に対して、体制を確立し、被害の低減をめざします。

(2) 各種災害対策の方針

(2)-1 地震・火災

①地震に強いまちづくり

上下水道・電気・ガス・電話などのライフラインや道路・公園・河川・砂防・海岸などの施設は、「白山市耐震改修促進計画」や各地震対策計画に基づき、想定される災害に対して十分な耐震機能を有するよう努めるとともに、定期的な点検や助言指導、計画的な補修を行います。

「白山市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の耐震化、市街地や緊急輸送道路など緊急性の高い道路の無電柱化や老朽化が進む施設の更新に努めるとともに、地震防災マップによる防災意識の醸成を図ります。

住宅の耐震化については、「白山市耐震改修促進計画」に基づき、令和7年度末の耐震化率の達成に向け、耐震化の促進啓発や耐震診断、工事の支援などにより、地震に強いまちづくりに努めます。

地震により甚大な被害が発生し、市および県のみでの対応が困難となる場合を想定し、県内外の関連機関や市内の事業者との連携強化や協定締結により、救援要請が迅速に行える体制づくりに努めます。



関連機関や事業者との防災協定の締結

②火災に強いまちづくり

延焼のおそれのある危険な密集市街地の解消のために、狭あい道路の拡幅改善や無電柱化の推進、公園・水路などの整備に努めるとともに、防火対策として用水などの利用による消防力の強化により、火災に強い地域づくりに努めます。

火災の未然防止と被害の軽減を図る取り組みとして、一般家庭への防火指導や住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、各地域における消防施設の整備充実など、自主防災組織の充実および自発性の促進を図ります。

③消防機能の充実・強化

常備消防の消防車両・消防資機材の適正な更新・配備と教育訓練の充実強化に努めます。

消防団活動の強化を図るため、「消防団応援の店」などの制度活用や機能別消防団員の導入を検討し、団員の確保に努めるとともに、教育訓練などを通じ、団員の資質向上を図ります。

老朽化の程度や耐震性を考慮し、消防車両および格納庫などの整備を推進します。

(2)-2 河川・水路

近年多発化・激甚化する集中豪雨による河川などの浸水被害を防止するため、整備が完了した二級河川倉部川をはじめ、現在改修事業中の手取川、安原川、高橋川の早期整備、西川、熊田川、屋越川、大慶寺川などの治水安全対策の強化を図るとともに、下水道事業雨水幹線の推進を着実に進め、総合的な雨水排水対策を推進します。

また、急激な都市化の進展に伴い、保水・遊水機能を持つ農地の減少が生じていることから、浸水危険性のある地域などに対し、無秩序な市街地の防止、保水機能の確保、規模の大きい民間開発に対して調整池の適切な設置を促し、浸水対策を推進します。

(2)-3 洪水・津波

市街地の浸水対策として、雨水幹線・雨水排水路の整備や調整池の設置とともに、透水性舗装の施工や雨水貯留・浸透施設の設置などにより、雨水の流出抑制、遊水機能が確保されるよう、市街地の浸水対策を推進します。また、国・県による治山事業の推進や、手取川流域の森林の整備・保全に努め、水源地の涵養機能により水害の低減を図るなど、総合的な治水対策に取り組みます。

災害時において、迅速かつ確実な避難活動や避難情報の伝達が図られるよう、体制強化および施設・設備の充実に努めます。

大規模な災害が予想される地域においては、平時より災害に対する情報を共有し、被害を最小に食い止めるために、洪水ハザードマップの周知徹底や活用により、災害時における市民の避難行動の迅速化に努めます。

(2)-4 土砂災害

土砂災害（特別）警戒区域（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）などにおける土砂災害防止対策の推進を関係機関へと働きかけるとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な情報を収集するための機材などの整備や情報伝達体制の強化、堆積土の除去や流木・風倒木流出防止対策などを含めた総合的な土砂災害対策を推進します。

土砂災害警戒区域や避難場所の情報提供および周知徹底を図るため、土砂災害ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発に努めます。

(2)-5 雪害

通学路および主要な幹線道路の除雪を優先して行うとともに、消雪・融雪施設については、地下水に代わる水源の検討ならびにやむを得ず地下水を使用する場合には整備路線の条件を整理し、計画的に整備します。

生活道路については住民相互の協力による除雪体制づくりに努め、地域の共助体制の確立を図ります。市街地においては、空き地や農地、公園などを活用し、排雪場の確保に努めます。

白山ろく地域などの多雪地域においては、除雪後の排雪作業を容易にするため、整備された流雪溝を最大限に活用するとともに、必要に応じて整備します。

住宅の屋根雪については、要援護者への支援のほか、屋根融雪装置の設置助成制度のPRや、地域間の協働による除排雪の取り組みの推進とともに、屋根雪下ろし業者の紹介や屋根雪を排雪する際の注意喚起を働きかけます。



道路の除雪作業

(2)-6 火山

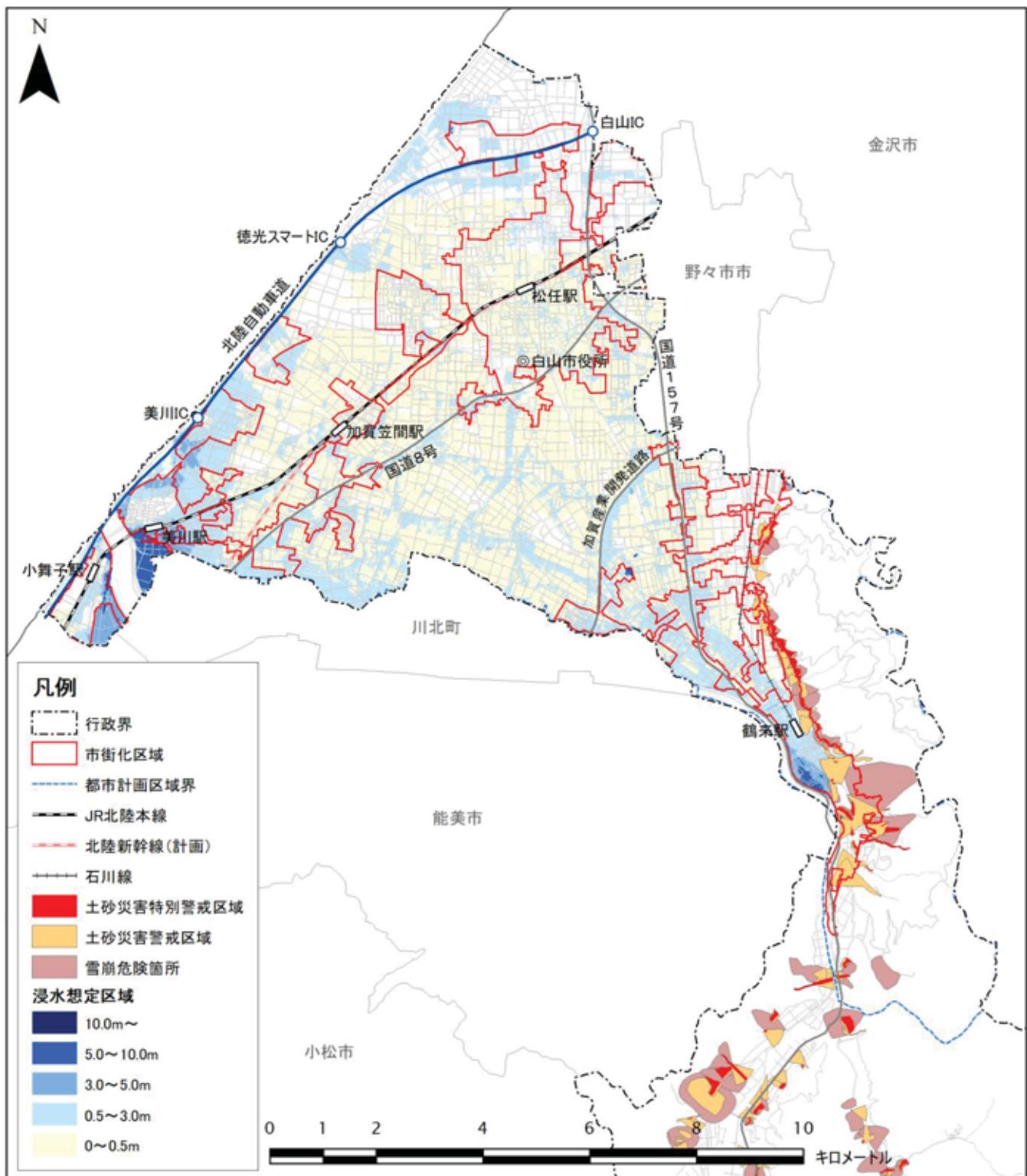
登山客および対象地区の住民に対して、登山届提出の促進や災害発生時の迅速な情報発信のほか、平時より必要な避難行動についての周知を実施します。

また、被害を最小限に防止するために、県と連携した登山道周辺での携帯電話不感地帯の解消や情報伝達訓練、研修会などを通じた交通規制、医療などに関する体制づくりに努め、退避壕などの整備のあり方について国へ働きかけるとともに、積雪期における融雪型火山泥流に備えた住民向けの防災訓練を実施します。



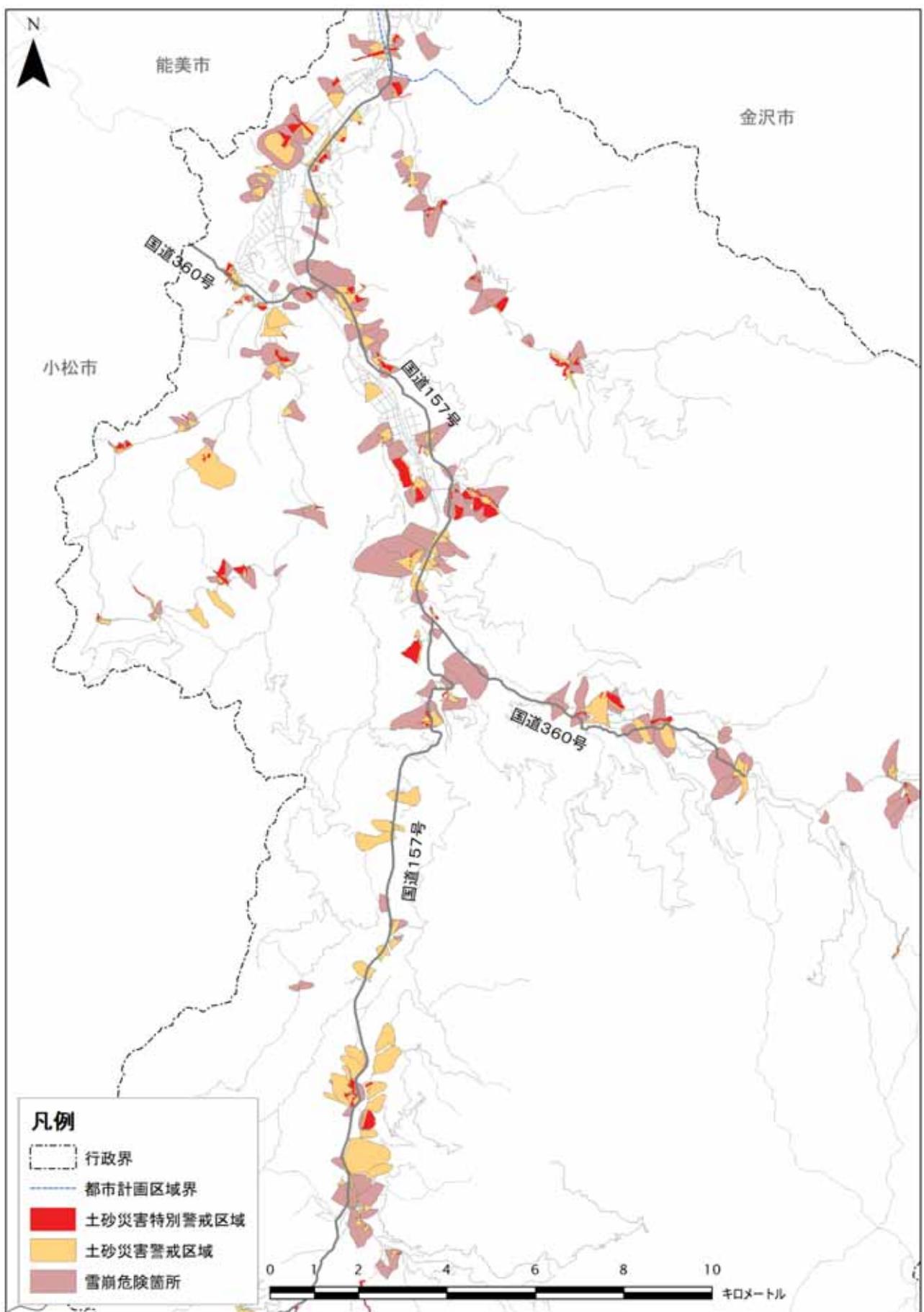
白山での火山防災訓練

【災害の想定区域（平野部）】



※手取川の浸水想定区域は想定しうる最大規模（1000年に1度）の洪水を想定したもの

【災害の想定区域（白山ろく）】



(3) 都市の防災機能の向上

(3)-1 緊急輸送ネットワークの維持

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市役所本庁・支所、警察署、消防署、道の駅など）、輸送拠点（鉄道駅、ヘリポート、トラックターミナルなど）を有機的に結ぶ、緊急輸送ネットワークの維持に努めます。また、効率的な緊急輸送を実施するため、関係機関と協議の上、災害時の交通の混乱防止に努めます。

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備え、学校のグラウンドや公園などの既存スペースを活用したヘリコプター離着陸場の調査を検討し、その維持に努めます。

(3)-2 避難場所の整備・充実

公園などの充実や学校などの公共施設の災害備品の備蓄を進めるとともに、公園に防災機能を付与し、避難場所としての整備を推進します。特に避難者が多いと想定される地域においては、防災機材などを保管するための資機材庫や、食料などの備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対策施設の整備・充実に努めます。

災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるように、指定避難場所の周知徹底を行います。なお、避難路は災害時における決壊や陥没の被害が少なく、かつ十分な幅員のある道路を指定し、住宅地内の生活道路については、地区計画などの制度を活用することにより、建築物の壁面の位置の見直しや基準を満たさないブロック塀の撤去を進めるなど、歩行者の安全と避難路の確保に配慮したまちづくりを促進します。

避難施設となる保育所や幼稚園、小中学校などにおいては災害時の連絡体制の強化や資機材や食料などの備蓄品の整備・充実に努めます。

地域における高齢者などの要配慮者の把握と支援体制づくりに努めます。また、災害用備蓄品としての生活用品や食料品については、市民自らが備蓄するよう呼びかけるとともに、行政においても計画的な配備に努めます。

(3)-3 危機管理体制の確立

地域防災計画・国民保護計画・災害対策マニュアルなどを充実し、災害時の危機管理体制を整備するとともに、避難情報などの迅速かつ的確な伝達を行うため、市内全世帯への防災無線戸別受信機の設置を推進します。

また、災害発生時における正確な情報を市民と共有するために各種団体との連携や、その伝達・発信手段としてSNSの活用などを検討します。

(4) 防災意識の醸成と地域づくり

(4)-1 防災意識の醸成

平時より災害についての知識や理解を深め、災害時において迅速な避難ができるように、市ホームページの充実および洪水・土砂災害などのハザードマップや地震防災マップの周知徹底、市全域への戸別受信機設置後の情報伝達訓練などの強化を図ります。



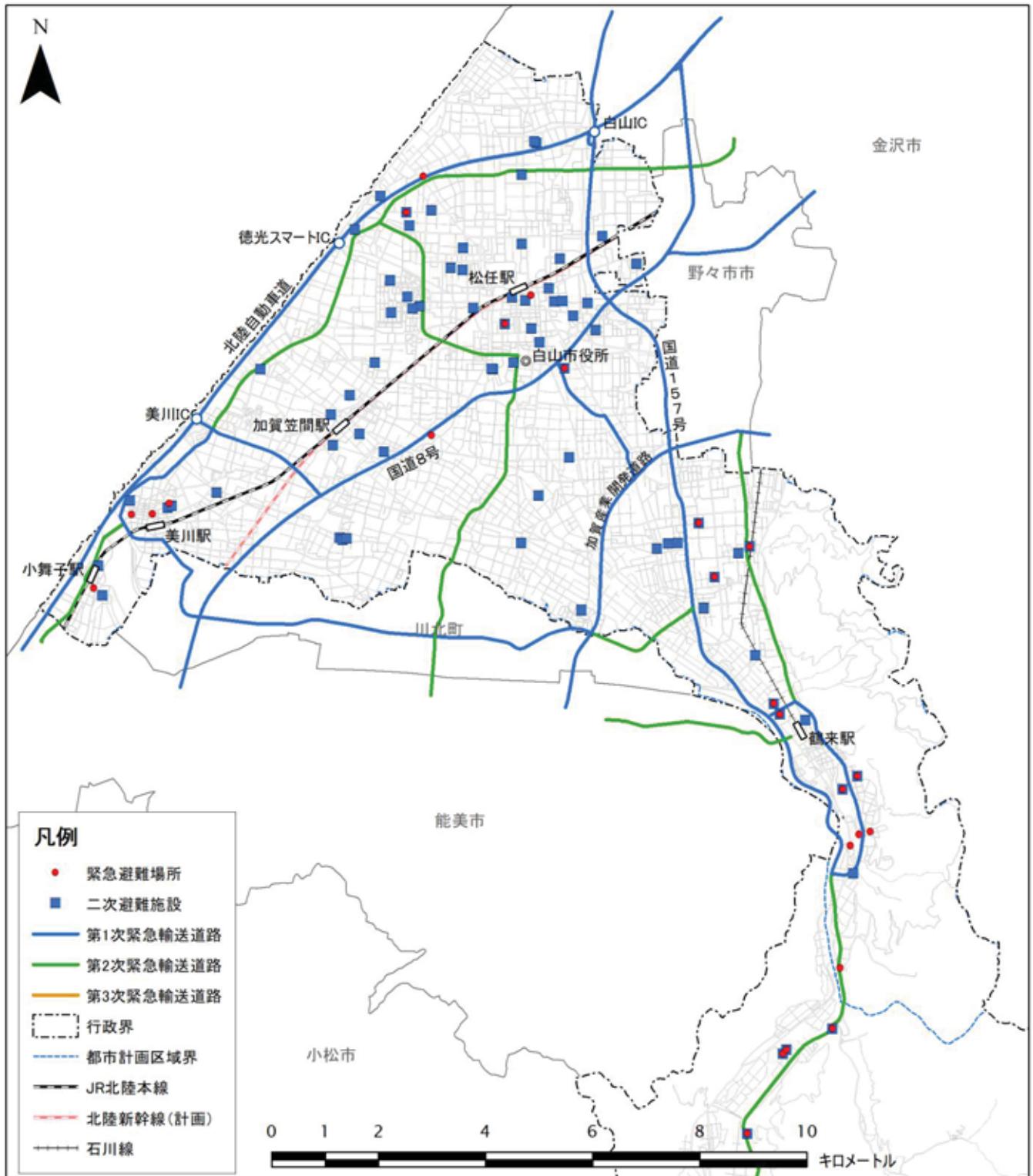
防災訓練

(4)-2 共助がなされる地域づくり

定期的な災害訓練の実施や、地区のイベント時における防災活動の啓発とともに、防災に関する研修会やイベントの開催などにより、市民の防災意識の醸成および自主防災体制を充実することで、災害時において市民が互いに助け合える体制・地域づくりに努めます。

福祉関係者や町内会などと連携しながら、災害時における高齢者や障害のある人などへの支援体制の整備に努めます。

【緊急避難場所・二次避難施設および緊急輸送道路（平野部）】



【緊急避難場所・二次避難施設および緊急輸送道路（白山ろく）】

